

## 立山町告示第 116 号

立山町請負工事成績評定要綱を次のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日

立山町長 舟 橋 貴 之

### 立山町請負工事成績評定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、立山町が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行うことにより、もって受注者の選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、1 件の請負金額が 500 万円以上の工事について行うものとする。ただし、町長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第一次評定者 当該工事の監督員
- (2) 第二次評定者 当該工事の監督員を指導する技術職員
- (3) 第三次評定者 当該工事の検査員

(評定の方法)

第 4 条 評定は、工事及び評定者ごとに独立して行うものとし、次の各号に掲げる方法により、公正かつ的確に行うものとする。

- (1) 評定は、検査の結果、修補が必要であった場合においても、修補前の状況を評定するものとする。
- (2) 成績の採点は、工事成績採点表（別記様式第 1）により採点するものとする。
- (3) 細目別の評定点の算出は、細目別評定採点表（別記様式第 2）によるものとする。
- (4) 評定結果は、工事成績評定表（別記様式第 3）に記録するものとする。
- (5) 評定にあたっては、記入方法及び留意事項（別紙 1）及び施工プロセスチェックリスト（別紙 2）を考慮するものとする。
- (6) 工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況報告

書（別記様式第4）により提出するものとし、提出があった場合は評価に適切に反映させるものとする。

（評価の時期）

第5条 評価の時期は、第三次評価者にあつては完成検査及び部分引渡しに伴う検査のときとし、第一次評価者及び第二次評価者にあつては完成検査のときとする。

（評価結果の報告）

第6条 評価結果の報告は、評価の都度行うものとし、評価者は遅滞なく町長に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第7条 町長は、工事結果の通知に併せ、評価結果を受注者に通知するものとする。ただし、部分引渡しに伴う検査については、通知しないものとする。

（評価結果の保管）

第8条 評価に係る資料等は、事業主管課にて保管するものとする。

（評価の修正）

第9条 評価者は、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、速やかに評価を修正しなければならない。

2 第三次評価者は、前項の修正があつた場合には、工事成績評価表（修正）（別記様式第5）により町長へ報告するものとする。

3 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、評価の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和8年3月2日から施行する。

# 工事成績採点表

別記様式第1(第4条関係)

年 月 日

工事番号

所属名:

工事名		契約金額(最終)																									
受注者名		工期		年 月 日 ~ 年 月 日																完成年月日		年 月 日					
考 査 項 目		第一次評定者					第二次評定者					第三次評定者(部分引渡)					第三次評定者(完成)										
		氏名					氏名					氏名					氏名										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般 ※10	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	II. 配置技術者 ※10	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2. 施工状況	I. 施工管理 ※10	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10															+5.0	+2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0															+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0															+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ																				+5.0	+2.5		0	-5		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						0																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	0																									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※4						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点										
評定点(65±加減点合計)※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点										
評 定 点 計		_____ 点 ○部分引渡検査があった場合: ○部分引渡検査がなかった場合: ① ×0.4+②+ ×0.2+④+ ×0.4= 5点																									
7. 法令遵守等 ※7												点															
8. 総合評価方式等 ※8												点															
評 定 点 合 計 ※9		_____ 点 ○評定点計( )-7.法令遵守等( )-8.総合評価方式( )= 点																									
所 見 ※5		(第一次評定者)										(第二次評定者)										(第三次評定者)					

※1 評定点 = 65点±加減点合計 (1+2+3+4+5+6)

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、第一次評定者からの報告を受けて第二次評定者が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への観点から加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、第一次評定者は1-1~1-13、第二次評定者は2-1~2-3、第三次評定者(検査員)は3-1~3-50によるものとし、第三次評定者(検査員)の評価に先立ち、第一次評定者・第二次評定者が記入する。

※7 法令遵守等の評価(減点)は、第二次評定者が行う。

※8 総合評価方式等の評価(減点)は、第二次評定者が行う。

※9 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※10 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事については、a・bの評価は行わない。(平成29年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。)

別記様式第2（第4条関係）

細目別評定採点表

工事番号								
工事名							受注者名	
項目	細別	①第一次評定者	②第二次評定者	③第三次評定者 (既済・中間)	④第三次評定者 (完成)	細目別評定点	得点割合	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点				/ 3.3 点	%	
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点				/ 4.1 点	%	
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 13 点	%	
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.2 =$ 点			/ 8.1 点	%	
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点	$\times 0.2 + 3.3 =$ 点			/ 8.8 点	%	
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点				/ 3.7 点	%	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 14.9 点	%	
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 17.4 点	%	
	III. 出来映え			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 8.5 点	%	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$\times 0.2 + 3.3 =$ 点			/ 7.3 点	%	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.9 =$ 点				/ 5.7 点	%	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2 =$ 点			/ 5.2 点	%	
7. 法令遵守等			$\times 1.0 =$ 点			0.0 点		
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		$\times 1.0 =$ 点			0.0 点		
評定点合計						点		

※ 既済部分（中間）検査があった場合 . . . (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点（既済・中間検査が2回以上の場合は③を平均する）

既済部分（中間）検査がなかった場合 . . . (①+②+④) =細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

--

## 工 事 成 績 評 定 表

年度		工事番号												所属名			
工事名											工事場所						
発注工種																	
受注者											契約金額						
											契約年月日	年	月	日			
完成日	年 月 日										工期	年 月 日から			年 月 日まで		
												完成検査日	年	月	日		

工事成績評定点

評定者	評定点	職	氏 名 印
①第一次評定者			
②第二次評定者			
③第三次評定者（部分引渡）			
③第三次評定者（部分引渡）			
④第三次評定者（完成検査）			
⑤法令遵守等			
⑥総合評価方式等			
⑦評定点合計			

注1) 部分引渡検査（指定部分に係る完成検査）があった場合 評定点合計⑦＝（①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2）－⑤－⑥

部分引渡検査がなかった場合 評定点合計⑦＝（①×0.4+②×0.2+④×0.4）－⑤－⑥

- 2) 部分引渡検査が2回以上あった場合、評定点は部分引渡検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 第一次評定者、第二次評定者及び第三次評定者の評定点は四捨五入により小数第一位までとする。
- 4) 評定点合計は四捨五入により整数とする。
- 5) ⑤法令遵守等及び⑥総合評価方式等は、第二次評定者が記入する。

別記様式第4(第4条関係)

(土木工事)

年 月 日

立山町長 様

受注者名

工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況報告書(土木工事)

工事名:

項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 工事特性  施工条件等への対応	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性	施工規模が特殊な工事 複雑な形状の構造物
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件等	地盤の変形、近接構造物、地中構造物への影響 周辺環境条件による作業条件、工程への影響 周辺住民等に対する騒音・振動への配慮 現道上での交通規制による影響 緊急時の対応が必要な工事 施工個所が広範囲に亘る工事
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件	特殊な地盤条件への対応 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全への配慮
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保	12箇月を超える工期で事故なく完成し、作業条件により安全確保に苦慮した工事
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫  自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫、施工環境の改善 仮設工施工の工夫、施工機械の工夫 特殊な工法や材料の使用 優れた技術力又は能力として評価できる技術による施工
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	施工管理の工夫(現場管理、施工計画、写真管理) 計測関係の工夫、集計及び管理図の工夫 CAD施工管理ソフト、土量管理システム等の活用、ICTを活用した情報化施工
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材を使った製品の積極的活用 NETIS登録技術の積極的活用
	<input type="checkbox"/> 品質関係	品質管理の工夫(土工、コンクリート打設等) 二次製品等の使用材料の工夫 配筋・溶接作業等に関する工夫
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロール・安全帯使用等の工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 現場での地球環境への配慮
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等  地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション 地域が主催するイベントへの積極的参加 地域に密着した清掃活動等の実施 災害時における地域への援助・救援活動

※ 該当する項目の□に✓マークを記入し、写真・ポンチ絵等説明資料に整理。

立山町長 様

受注者名

工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況報告書(建築工事)

工事名:

項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 工事特性  施工条件等への対応	<input type="checkbox"/> 建物の特殊性	対象建物の規模が特殊な工事 対象建物の耐震レベルが高い工事 対象建物の機能が特殊な工事
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件等	近接構造物、地中構造物への影響 周辺環境条件による作業条件、工程への影響 周辺住民等に対する騒音・振動への配慮 周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮 施工状況や施工条件に対応した工法が必要な工事
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件	湧水の発生等、地下水の影響が大きい工事 軟弱地盤等、支持地盤の影響が大きい工事 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保	12箇月を超える工期で事故なく完成し、作業条件により安全確保に苦慮した工事
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫  自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫、施工環境の改善 仮設工施工の工夫 既存施設・近隣等に対する騒音振動対策の工夫 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 特殊な工法や材料の使用 優れた技術力又は能力として評価できる技術による施工
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	出来形管理等に関する工夫、施工計画書・写真管理等の工夫 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 CAD施工管理ソフト、土量管理システム等の活用、ICTを活用した情報化施工
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材を使った製品の積極的活用 NETIS登録技術の積極的活用
	<input type="checkbox"/> 品質関係	品質管理の工夫(躯体工事等) 材料・施工の検査試験に関する工夫 品質記録方法の工夫
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロール等の工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 現場での地球環境への配慮
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等  地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション 地域が主催するイベントへの積極的参加 地域に密着した清掃活動等の実施 災害時における地域への援助・救援活動

※ 該当する項目の□に✓マークを記入し、写真・ポンチ絵等説明資料に整理。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工 事 名			
項 目			
提案内容		評価内容	
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡素に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

工事成績評定表(修正)

年度		工事番号		所属名	
工事名				工事場所	地内
請負者		(社名)		(代表者名)	

工事成績評定点

評定者	評定点		職	氏名
	修正前	修正後		
①第一次評定者				㊟
②第二次評定者				㊟
③第三次評定者 (部分引渡)				㊟
④第三次評定者 (完成検査)				㊟
⑤法令順守等				
⑥総合評価方式等				
⑦評定点合計				

注1) 部分引渡(出来形検査)があった場合 評定点合計⑦= $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤ - ⑥$

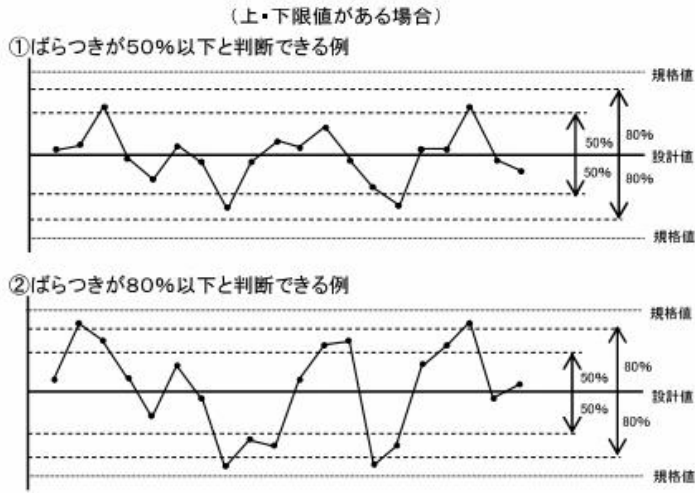
部分引渡検査がなかった場合 評定点合計⑦= $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤ - ⑥$

- 2) 部分引渡検査が 2 回以上あった場合、評定点は部分引渡検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 第一次評定者、第二次評定者及び第三次評定者の評定点は四捨五入により小数第 1 位までとする。
- 4) 評定点合計は四捨五入により整数とする。
- 5) ⑤法令遵守等及び⑥総合評価方式等は、第二次評定者が記入する。

別紙1 記入方法及び留意事項

1. 出来高及び品質のばらつきの考え方

【管理図表の場合】

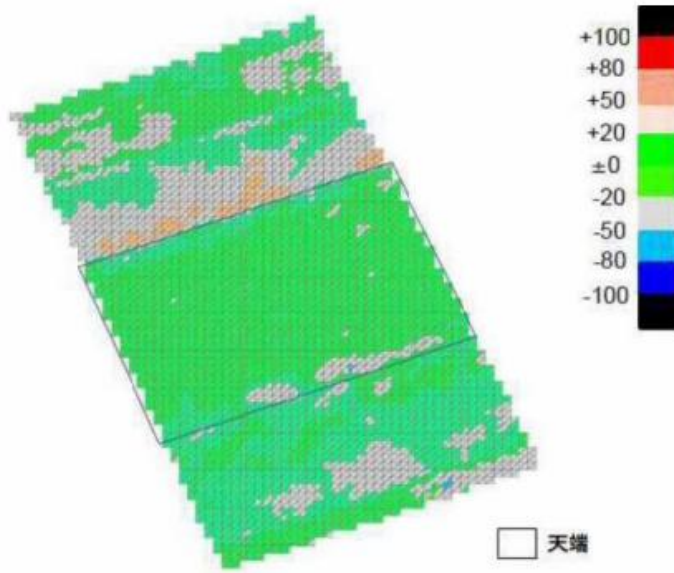


【注意事項】

- ばらつきの判断は、測定値が3点以上で、受注者から測定値と設計値の差を整理した資料が提出されている場合に行うものとする。
- 規格値の50%値以内に測定値の8割以上が収まっていれば、「ばらつきが50%以下」と判断する。  
 <例①> 20点中16点が、規格値の50%値以内に収まっている。
- 規格値の80%値以内に測定値の8割以上が収まっていれば、「ばらつきが80%以下」と判断する。  
 <例②> 20点中16点が、規格値の80%値以内に収まっている。
- 上限値がない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定する。
- 測定値が少なく(概ね3点未満)ばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

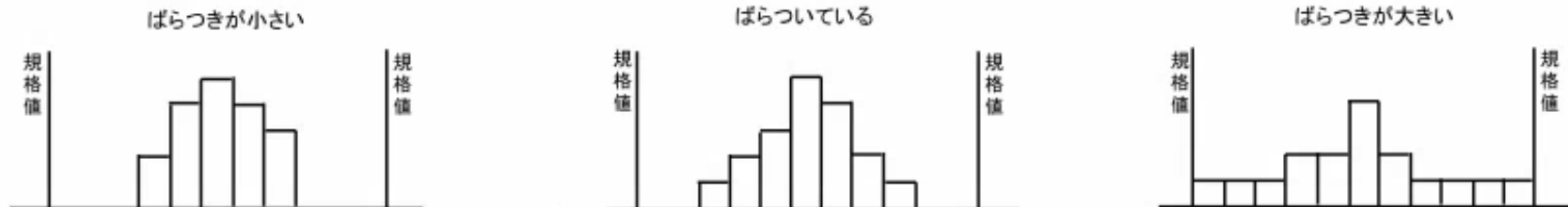
③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断 ばらつきが50%以下と判断できる例



天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1000
	規格値の±50%以内のデータ数	997
法面のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1700
	規格値の±50%以内のデータ数	1360

【度数表などの場合】



2. 対象工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックに対する評定は、主たる工種を対象とする。
- (2) 有識者等の意見により、無害とされたクラックについては、品質として問題としない。
- (3) 有害とされたクラックについては、有識者などの意見に基づく処置済みでも、品質は「c」評価とする。(第一次評定者、第三次評定者)
- (4) 有害なクラックに対し、無処置の場合は、品質は状況に応じて「d」又は「e」評価とする。(第一次評定者、第三次評定者)
- (5) 出来映えの評定に関しては、有害・無害又は処置の有無にかかわらず、クラックや補修跡が目視で確認できる場合は、「クラック有り」とする。(第3次評定者)

4. その他

- 「施行プロセス」のチェックリストを活用して、評定を行う。
- 「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して評価を行う。

別紙2

「施工プロセス」のチェックリスト

- 1. 工事名
- 2. 工期
- 3. 施工業者

所属 \_\_\_\_\_  
 監督員名 \_\_\_\_\_

- ①「施工プロセス」のチェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。
- ②チェック欄では、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであればチェック欄に「レ」を記入する。
- ③用語の定義 契約後:当初契約後 変更後:工期内に行う契約変更後 完成時:工事完成時 着手前:工事着手前  
 検査時:完成検査 当初:当初施工計画書 変更時:技術者変更時, 施工計画書変更時
- ④各欄がOKの場合は、確認欄にレを記入する。

審査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄			確認欄
				着手前	施工中	完成時	
1 施 工 体 制 一 般 制	1 施 工 体 制	○契約工程表	01.契約締結の7日以内に契約工程表が提出された。				
		○工事カルテ	02.工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行なわれている。(請負額500万円以上対象工事)				
		○品質証明 (請負額1億円以上)	03.該当なし				
			04.該当なし				
			05.該当なし				
		○建設業退職金 共済制度等	06.掛金収納書(発注者用)が契約締結後1ヶ月以内に提出された。				
			07.「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。				
			08.労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。				
			09.建設業退職者共済証紙の配布が受け払い簿等により適切に管理されている。				
		○施工体制台帳	10.施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。				
			11.施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されている。				
			12.施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。				
		○施工体系図	13.施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。				
			14.施工体系図に記載のない業者が作業していない。				
15.施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。							
16.元請負人が下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。							
○建設業許可標識	17.建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。						
1 施 工 体 制	2 配 置 技 術 者 / 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者	○現場代理人	18.現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができています。				
			19.現場代理人は監督員との連絡調整を書面で行なっている。				
	○専門技術者	20.専門技術者を配置している。					
		○作業主任者の専任	21.作業主任者を選任し、配置している。				
	○潜水作業従事者	22.潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾工事)					
	○海上起重作業船団長	23.海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾工事)					
	○監理技術者 (主任技術者) の専任制	24.JCIS又はCORINSで資格者証情報を確認した。 ※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証の写しにて内容を確認した。					
		25.届に記載された監理技術者(主任技術者)と施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)が同一であった。					
26.現場に常駐していた。(専任を要する場合)							
27.施工計画や工事に関わる工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。							
		28.施工に先立ち、創意工夫、又は提案をもって工事を進めている。					

	術者		29.該当なし						
		○下請負者の把握	30.下請負者が県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。						
2	施	1	○設計図書の照査等	31.約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 32.現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出した。					
			○施工計画書	33.契約後30日以内、かつ、施工(変更を含む)に先立ち、提出した。					
				34.記載内容(作業手順等)と現場施工方法が一致している。					
				35.記載内容(作業手順等)と現場施工体制が一致している。					
	工	管	○施工管理 ・工事材料管理	37.工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。					
				・出来形、品質管理	38.品質確保のための対策が見られる。				
			39.日常の出来形、品質管理が適時、適確に行なわれている。						
	工	管	○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	40.現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。					
				○工事の着手	41.中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。				
			42.中間検査、段階確認の時期が適切である。						
		理	○建設副産物及び建設廃棄物	43.契約締結後の30日以内に、施工した。					
				○指定建設機械の確認	44.受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されたことを確認し提示した。				
					45.再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。				
			46.工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。						
2	工	○工程管理	47.工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行なっている。						
			48.現場設計内容の変更への対応が積極的に処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。						
			49.休日の確保を行っている。						
2	安	3	○安全活動	50.災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動した記録が整備されている。 (同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される)					
				51.店社パトロールを1回/月実施し、記録が整備されている。					
				52.安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。					
				53.安全パトロール、安全ミーティング(KYK)等を実施し、記録が整備されている。					
				54.新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。					
				55.過積載防止に積極的に取り組んでいる。					
				56.使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。					
				57.重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置等がなされている。					
				58.山留め、仮締切等について設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。					
				59.足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。					
工	活	○安全パトロールの指摘事項の処理	60.工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。						
			61.各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。						
対	外	4	○関係機関等	62.工事施工にあたり、関係官庁等の関係機関との折衝及び調整を行ない、トラブルの発生がない。					
				63.工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対して的確に対応した。					
				64.関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。					